

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定によつて、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	令和七年九月二五日（木） 午前一〇時から午前一一時三〇分まで	広島市中区基町一〇番三号 広島県庁自治会館会議棟一階一〇一
実地試験	令和七年九月二五日（木） 午後一時から午後四時まで	会議室他

二 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

- (一) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の鑑別）
- (二) 洗たく物の処理に関する技能（ワイシャツのアイロン仕上げ）

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定によつて学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間

令和七年七月十八日（金）から令和七年八月七日（木）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで。）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、令和七年八月七日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）

- (二) 広島市保健所環境衛生課（〒七三〇―〇〇四三 広島市中区富士見町一一番二七号）

- (三) 呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号 すこやかセンター五階）

(四) 竹原市健康こども未来課(〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号 竹原市保健センター)

(五) 三原市生活環境課(〒七二三―八六〇一 三原市港町三丁目五番一号)

(六) 尾道市環境政策課(〒七二二―八五〇一 尾道市久保一丁目一五番一号)

(七) 福山市保健所総務課(〒七二〇―八五二二 福山市三吉町南二丁目一一番二二号)

(八) 府中市環境衛生課(〒七二六―〇〇〇二 府中市鵜飼町七四番地二)

(九) 三次市環境政策課(〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号)

(十) 庄原市保健医療課(〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号)

(十一) 大竹市保健医療課(〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一一番一号)

(十二) 東広島市生活衛生課(〒七三九―八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号)

(十三) 廿日市市人権・市民生活課(〒七三八―八五〇一 廿日市市下平良一丁目一一番一号)

(十四) 安芸高田市社会環境課(〒七三一―〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九一番地)

(十五) 江田島市地域支援課(〒七三七―二二九七 江田島市大柿町大原五〇五番地)

(十六) 府中町環境課(〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号)

(十七) 海田町健康づくり推進課(〒七三六―八六〇一 安芸郡海田町南昭和町一四番一七号)

(十八) 熊野町生活環境課(〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号)

(十九) 坂町環境防災課(〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号)

(二十) 安芸太田町税務住民課(〒七三一―三八一〇 山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地一)

(二十一) 北広島町町民保健課(〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地)

(二十二) 大崎上島町環境衛生課(〒七二五―〇三〇一 豊田郡大崎上島町中野二〇六七番地一)

(二十三) 世羅町町民課(〒七二二―一九九二 世羅郡世羅町大字西上原一二三番地一)

(二十四) 神石高原町健康衛生課(〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小島一七〇一番地)

3 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(四) 受験資格を有することを証明する書類(卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記2の場所に原本を持参し、提示すること。)

(五) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(現在の氏名と前記四の証明書類の氏名とが異なる場合)

五 受験手数料

七千円

1 この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しない。

(一) 納付書による納付（市町及び県庁の窓口を受験願書を提出する場合）

広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出すること。

(二) 現金による納付（広島市、呉市、福山市及び県庁の窓口を受験願書を提出する場合）
七千円分の現金を窓口にも納める。

2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の(二)の手帳とその写し（発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）。

(一) 広島県内に住所がある者

(二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

六 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

七 携行品

受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

令和七年十月二十四日（金）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、広島県庁ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。また、受験者には文書で通知する。

九 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話番号（〇八二）五一三―三〇九七）
- 2 広島市保健所環境衛生課（電話番号（〇八二）二四一―七四〇八）
- 3 呉市保健所生活衛生課（電話番号（〇八二三）二五―三五三八）
- 4 竹原市健康こども未来課（電話番号（〇八四六）二二―四六九九）
- 5 三原市生活環境課（電話番号（〇八四八）六七―六一七九）
- 6 尾道市環境政策課（電話番号（〇八四八）三八―九四三四）
- 7 福山市保健所総務課（電話番号（〇八四）九二八―一一六四）
- 8 府中市環境衛生課（電話番号（〇八四七）四四―九一四四）
- 9 三次市環境政策課（電話番号（〇八二四）六二―六一三六）
- 10 庄原市保健医療課（電話番号（〇八二四）七三―一一五五）
- 11 大竹市保健医療課（電話番号（〇八二七）五九―二二四〇）

- 12 東広島市生活衛生課（電話番号（〇八二）四二二―一〇四八）
- 13 廿日市市人権・市民生活課（電話番号（〇八二九）三〇―九一四七）
- 14 安芸高田市社会環境課（電話番号（〇八二六）四二―一六二六）
- 15 江田島市地域支援課（電話番号（〇八二三）四三―一六三七）
- 16 府中町環境課（電話番号（〇八二）二八六―三二四二）
- 17 海田町健康づくり推進課（電話番号（〇八二）八二三―四四二八）
- 18 熊野町生活環境課（電話番号（〇八二）八二〇―五六〇六）
- 19 坂町環境防災課（電話番号（〇八二）八二〇―一五〇六）
- 20 安芸太田町税務住民課（電話番号（〇八二六）二八―二二一四）
- 21 北広島町町民保健課（電話番号（〇八二六）七二―七三五三）
- 22 大崎上島町環境衛生課（電話番号（〇八四六）六四―三五一三）
- 23 世羅町町民課（電話番号（〇八四七）二二―四五一三）
- 24 神石高原町健康衛生課（電話番号（〇八四七）八九―三三六六）

十 その他

受験願書の請求は、前記四２の場所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百十円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。また、広島県庁ホームページからもダウンロードすることができる。